

注文書

〒 _____
 おところ _____

ふりがな _____
 おなまえ _____ (印)

TEL (_____) - _____

No. _____

請負者

名古屋市名東区上社一丁目1307番地
トヨタホーム名古屋株式会社
 代表取締役 三宅修平

工事請負契約約款の説明を受け受領しました。 (印)

年 月 日

下記のとおり注文いたします。 記

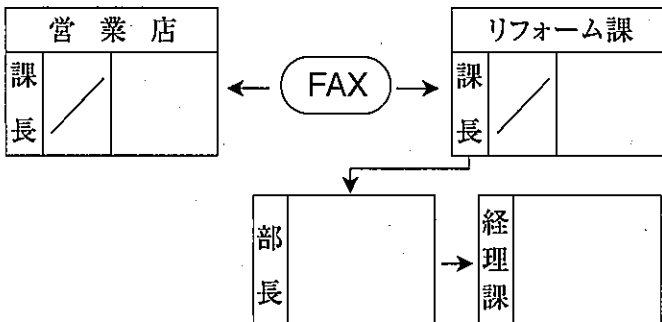
工事名称				
工事の内容	名 称	数量	金 額	備 考
工 事 価 格 計				
取 引 に 係 る 消 費 税 等				
合 計 額				
竣工期日				
支払い条件				

※工事完了時に工事完了書への署名捺印と工事代金のお支払いをお願いします。
 ※お支払いは原則としてお振込みにてお願いします。尚、お振込み手数料はお客様のご負担にてお願いします。

ご記入いただきました情報を基に、当社並びに当社認定施工会社からご連絡又は商品等のご案内をさせていただきます場合がございます。

管 理 No.	オ ー ダ ー No.	引 渡 日

担当者:



施 工 会 社

請書

〒 _____
 おところ _____

ふりがな _____
 おなまえ _____ 様

TEL (_____) _____ - _____

No. _____

請負者

名古屋市名東区上社一丁目1307番地
トヨタホーム名古屋株式会社
 代表取締役 三宅修平

年 月 日

下記のとおり注文をお請けいたしました。 記

工事名称				
工事の内容	名 称	数量	金 額	備 考
工 事 価 格 計				
取 引 に 係 る 消 費 税 等				
合 計 額				
竣工期日				
支払い条件				

ご記入いただきました情報を基に、当社並びにその他NTPグループ(※)、トヨタホーム株式会社またはその関連会社から、それらの取り扱う商品・サービス等あるいは、各種イベント・キャンペーンなどの開催について、宣伝印刷物の送付、E-mailの送信などの方法によりご案内させていただく場合がございます。また、商品開発等あるいは、お客様満足度向上など検討のため、アンケート調査をさせていただく場合がございます。弊社お客様情報保護方針については(http://www.toyotahome-nagoya.jp/information/personal_data.html)を参照下さい。
 (※)NTPグループNTPホールディングス株式会社、名古屋トベット株式会社、ネットヨク名古屋株式会社、ネットヨク中原株式会社、ネットヨク信州株式会社、トヨタカラーフ南信株式会社、株式会社トクレンクリス名古屋、トヨタホーム名古屋株式会社、トヨタホーム東海株式会社、株式会社ジェームス名古屋、株式会社NTPカーモスト、株式会社NTセブンス、NTPシステム株式会社、NTPインポート株式会社、NTPヴィーグルグループ株式会社

担当者:

こちらの用紙は「工事受注請書」です。

「請求書」ではありませんので

御間違えのない様お願い致します。

以上

印 紙
 1万円未満非課税
 100万円以下 200円
 200万円以下 400円

工事請負契約約款

第1条 (総則)

- ①注文者(以下「甲」といいます)とトヨタホーム名古屋(株)(以下「乙」といいます)は、おのおの対等な立場において、互いに協力し信義を守り、誠実にこの契約を履行するものとします。
- ②乙は、この工事請負契約約款(以下これを「契約書類」といいます)ならびに添付の設計図・仕様書・見積書(以下これを「設計図書」といいます)に従って工事を完成し、契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、その請負代金を遅滞なく乙に支払うものとします。

第2条 (工事用地の確保)

- ①甲は、建物の敷地および進入道路、足場の設置に要する土地その他乙が申し出た施工上必要な土地(以下これを「工事用地」といいます)を、乙が工事に着手するまでに、甲の責任と費用をもって確保し、乙に使用させるものとします。
- ②工事用地の全部または一部が借地または共有地の場合、乙が工事に着手するまでに、甲はその所有者または共有者の使用承諾書を乙に提出するものとします。
- ③工事用地と隣接土地との境界が不明確であるため、乙が工事をすることができない場合は、甲は、すみやかに隣接土地所有者との間でその境界を確定するものとし、乙に対して界標、境界確定書等により明示するものとします。

第3条 (一括委任および一括下請負)

- ①乙は、工事の全部または大部分を一括して乙の指定する施工協力店に委任し、または請負わせることができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾するものとします。
- ②前項にかかわらず、増築または大規模の修繕、模様替の場合においては、乙は甲の書面による承諾を得たうえで、工事の全部または大部分を一括して、乙の指定する施工協力店に委任し、または請負わせることができるものとします。

第4条 (権利義務の譲渡等)

甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは引き継がせることはできないものとします。

第5条 (連帯保証人)

甲の保証人は、この契約から生ずる金銭債務について乙に対し甲の債務を保証し甲と連帯して支払いの責任を負うものとします。

第6条 (甲が複数の場合)

- ①甲が2名以上の場合、この契約から生ずる債務については各々連帯して責任を負うものとします。
- ②前項の場合、甲乙協議のうえ、甲の代表者を1名選任することができるものとし、これにより乙は、この契約にもとづく請求、通知などは当該代表者に対して行えば足りるものとします。

第7条 (支給材料)

甲より支給材料のある場合は、その受渡期日は乙の定めに従うものとし、その受渡場所は工事現場とするものとします。
支給材料の商品の不具合等については、乙は保証の責任を負わないものとします。

第8条 (条件の変更)

- ①工事現場の状態や地盤等が設計図書に示された条件と相違し、もしくは近隣住民等の要求により設計図書どおりの施工が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、この契約の目的を達成できるように設計図書を変更するものとします。
- ②前項の場合、乙の責任によらないときは、乙は、甲に対して工期および請負代金の変更を求めることができるものとします。

第9条 (設計図書に適合しない施工)

- ①乙は、次の各号のいずれかによって生じた設計図書に適合しない施工については、責任を負わないものとします。
 - 1.甲が工事材料を支給または指定したとき。
 - 2.甲が乙の施工方法以外の施工方法を指定したとき。
 - 3.その他施工について甲の責任によるとき。
- ②前項の場合であっても、施工について乙が適当でないことを知りながらあらかじめ甲に通知しなかったときは、乙はその責任を免れません。ただし、乙が適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指図をしなかったときはこの限りではありません。

第10条 (施工一般の損害)

- ①工事の完成引渡までに、工事の目的物、既存建物または近接する工作物、工事材料、支給材料その他施工一般について生じた損害は、乙が負担するものとします。
- ②前項にかかわらず、甲の責任によって乙が工事に着手できなかったとき、または甲が工事を繰り延べ、もしくは中止させたときに生じた損害は、甲が負担するものとします。

第11条 (第三者との紛争および第三者の損害)

- ①次の各号のいずれかにあたるときは、甲は、その責任と費用をもって解決するものとします。
 - 1.工事用地の境界に関して第三者との間で紛争が発生したとき。
 - 2.甲が明示した工事用地の境界にもとづき、乙が行った工事の目的物が、第三者の権利を侵害したとき。
- ②乙が、施工のため第三者に損害を与えたときは、乙がその責任と費用をもってこれを解決するものとします。ただし、その損害のうち甲の責任によるときは乙が請負者として必要な注意をしたにもかかわらず生じた騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶などの理由により、第三者に損害を与えたときは、甲がその責任と費用をもってこれを解決するものとします。
- ③契約の目的物にもとづく日照阻害・眺望阻害・電波障害等により第三者に損害を与えたときは、甲がその責任と費用をもって解決するものとします。
- ④前各項の場合、必要あるときは、甲乙互いに協力して解決にあたるものとします。

第12条 (不可抗力による損害)

- ①甲乙いずれの責任でもない不可抗力によって工事の目的物に損害を生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知するものとします。
- ②前項の損害のうち、乙が請負者として必要な注意をしたにもかかわらず生じた損害については、甲がこれを負担するものとします。

第13条 (中間検査)

- ①甲は、乙が工事中に検査を求めたときは、すみやかに乙の立会いのもとに行うものとします。
- ②甲が前項の中間検査その他工事完成までに工事に手直しが必要と認めた場合は、すみやかにその旨を乙に申し出るものとします。

第14条 (完成検査)

- ①甲は、乙が工事を完成し、その引渡しに先立って検査を求めたときは、すみやかに乙の立会いのもとに行うものとします。
- ②前項の検査の結果、工事に手直しが必要な場合は、すみやかに乙は、これを補修するものとします。ただし、その手直しが軽微なときは、乙は引渡し後においてこれを補修することができるものとします。また、甲は前項の検査にあたり、乙に対して過大な補修等を請求するなどして、不当に引渡しを拒むことはできないものとします。
- ③甲が第13条および本条第1項に定める検査をしなかったとき、または検査の結果手直しが必要と認められたにもかかわらず、遅滞なくその旨を乙に申し出なかったときは、甲は手直しに要する費用のうち検査後遅滞なく補修したときに要する費用を超える部分を負担するものとします。
- ④乙の工事に起因して生じた既設の建築設備の機器・室内装飾・家具などのキズについては、甲が本条の完成検査にもとづいて確認を行い、引渡しまでに、ただちにその補修または取替を求めなければ、乙はその責任を負わないものとします。

第15条 (請負代金の支払および引渡し)

- ①甲は乙に対し、注文書に定めた支払期限までに請負代金を支払い、請負代金全額(追加工事代金を含みます)の支払い完了と同時に、乙は甲に対し、契約の目的物を引渡すものとします。これにより契約の目的物の所有権は、乙から甲に移転するものとします。
- ②引渡しにあたって契約の目的物に使用目的に特段の支障のない軽微な手直しが必要である場合であっても、乙が期間を定めてその補修を約束したときは、甲は契約の目的物の引渡しを拒絶し、それができないものとし、請負代金の支払いを完了するものとします。
- ③前各項の定めにかかわらず、乙は、甲が請負代金の残額を、トヨタホームリフォームローンその他の金融機関等による融資および乙と金融機関との提携融資(つなぎ融資を含みます)を利用して支払う場合に、これらの融資利用および代理受領に必要な書類一式を乙に提出し、かつ乙が融資実行日を確認したときは、甲の請求により契約の目的物を甲に引渡すものとします。

第16条 (瑕疵の担保)

- ①乙は引渡しの日から増築部分および改築部分にかかる建物構造躯体については2年間、その他の部分に関しては1年間の瑕疵担保責任を負うものとします。ただし、附帯設備のうち製造者保証のあるものは当該保証によるものとします。
- ②瑕疵が第9条第1項各号のいずれかによって生じたときは、乙は、担保の責任を負わないものとします。

第17条 (工事内容の変更および工期の変更)

- ①甲は、乙に対し工事内容の変更、工期の変更について協議を求めることができるものとします。
- ②前項の協議の結果、工事内容の変更または工期の変更を行う場合は、甲および乙は、変更後の工事内容、工期、請負代金およびその支払条件について注文書によりこれを定めるものとします。
- ③前項の変更により、請負代金が増加したときは、甲は乙に対して変更前の請負代金にその増加額を加えて請負代金を支払うものとし、また乙が損害を被ったときは、甲は、乙に対してその損害を賠償するものとします。
- ④乙は、次の各号の理由により工期内に工事を完成する見込みがないときは、すみやかに甲にその理由を明示して工期の延長を求めることができるものとし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとします。
 - 1.工事に支障を及ぼす予測外の天候の不良
 - 2.建築確認、検査その他諸官庁等許可の遅延
 - 3.融資決定の遅延
 - 4.第三者との紛争および第三者に損害を与えたこと(第11条)による遅延
 - 5.その他乙の責任によらない理由

第18条 (遅延損害金)

- ①乙の責任により期限内に契約の目的物を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し遅延日数1日につき、請負代金の2,500分の1に相当する額を限度としてその損害金を請求することができるものとします。
- ②支払期日に甲が請負代金の支払いを遅滞したときは、乙は、甲に対し遅延日数1日につき遅滞額の2,500分の1に相当する額を限度としてその損害金を請求することができるものとします。ただし、「特定商取引に関する法律」にもとづき、甲が乙の訪問または電話勧誘によりこの契約を締結したときは、その損害金の額は、遅延日数1日につき遅滞額の6,500分の1に相当する額を限度とします。
- ③甲に未払代金があるときは、乙は、契約の目的物の引渡しを拒むことができるものとし、この場合乙は、本条第1項の責任を負わないものとします。
- ④前項の場合に、契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担するものとします。また、契約の目的物の引渡しまでの間、管理のために特に要した費用は、甲の負担とします。

第19条 (代理受領)

- ①甲が請負代金の一部の支払いにあてるためトヨタホームリフォームローンその他の金融機関等による融資および乙と金融機関との提携融資(つなぎ融資を含みます)を受ける場合、甲は、乙にその融資金の代理受領を委任するものとし、乙が申し出た期日までに必要書類を乙に提出するものとします。
- ②甲は、前項により乙が融資金を代理受領し、これを請負代金に充当することを承諾するものとします。
- ③乙は、つなぎ融資金により請負代金全額の支払いを受けた後に他の融資金を代理受領した場合、その融資金をもって甲に代わってつなぎ融資の返済を行うものとします。

第20条 (甲の中止または解除権)

- ①甲は、工事が完成するまでは、乙に書面によって、工事の中止を請求し、または契約を解除することができるものとします。この場合甲は、これによって生ずる乙の損害を賠償するものとします。
- ②次の各号のいずれかにあたるときは、甲は、工事の中止を求め、またはこの契約を解除することができるものとします。この場合甲は、乙に損害の賠償を求めることができるものとします。
 - 1.乙が正当な理由なく着工期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 2.乙の責任により工事が著しく遅れ、期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないことが明らかになったとき。
 - 3.乙が第3条に違反したとき。
 - 4.乙が正当な理由なくこの契約にもとづく協議に応じず、甲が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。
 - 5.前各号のほか乙がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の目的を達することができないことが明らかになったとき。

第21条 (乙の中止または解除権)

- ①次の各号のいずれかにあたるときは、乙は、催告なく工事を中止することができるものとします。
 - 1.甲が契約書類に定めた請負代金の支払いを遅滞したとき。
 - 2.甲が請負代金の全部または一部を金融機関等の融資によって支払う予定の場合で、甲がその金融機関等に対する融資申込手続きを怠っているとき。
 - 3.甲が第2条に違反したとき。
 - 4.第11条第1項に定める紛争が発生したため、乙が工事を続行することができないとき。
 - 5.甲が正当な理由なく、この契約にもとづく協議に応じないとき、またはこれらの協議が成立しないとき。
- ②次の各号のいずれかにあたるときは、乙は、この契約を解除することができるものとします。
 - 1.前項各号の場合の中止期間および甲の責任により工事の遅延または中止期間が、工期の4分の1以上もしくは1ヶ月以上になったとき。
 - 2.甲が工事の変更を計画し、そのため請負代金が3分の2以下に減少することとなるとき。
 - 3.甲が強制執行・仮差押・仮処分を受け、手形・小切手の不渡りを出し、競売の申立てを受け、または破産・会社更生・会社整理・特別清算・再生手続開始の申立てをし、もしくは受けたとき。
 - 4.甲が請負代金の全部または一部を金融機関等の融資によって支払う場合で、甲のその金融機関等によって承諾されないとき。
 - 5.甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
 - 6.甲がこの契約に違反し、その違反によって、契約の履行ができなくなったと認められるとき。
- ③前各項の場合、乙は、甲に対し中止または解除によって被った損害の賠償を求めることができるものとします。
- ④不可抗力によって工事の目的物などに損害が生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、施工が不可能もしくは著しく困難なときは、乙は、工事を中止し、またはこの契約を解除することができるものとします。
- ⑤甲又はその役員もしくはそれに準ずる者が、次のいずれかにあたるとき。
 - 1.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下総称して単に「反社会的勢力」といいます)であると認められるとき。
 - 2.反社会的勢力の利用、又は反社会的勢力に対する資金提供もしくは便宜供与など、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資することとなる関係を有していると認められるとき。

第22条 (解除後の処置)

- ①この契約が解除されたときは、工事の目的物のほか当事者の権利に属する物について、甲・乙協議のうえ、それぞれが引取る等の処置を行うものとします。
- ②請負代金の清算および損害の賠償については、甲・乙協議のうえ、解決するものとします。

第23条 (紛争の解決)

- ①甲・乙間の紛争については、当事者において誠意と責任をもって解決にあたるものとします。
- ②前項によってもなお解決することができないときは、建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん・調停または訴訟によるものとします。
- ③訴訟による場合は、工事を担当する乙の支社・支店等の事務所所在地を管轄する裁判所に提訴するものとします。

第24条 (個人情報利用の同意)

- ①本契約を履行するため。
- ②トヨタホーム、リフォーム、インテリア、エクステリア、サービス(点検・修理)、不動産、通信商品(携帯電話)、各種保険、TSSカードその他乙において取り扱う商品・サービスまたは各種イベント・キャンペーン開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内する為。
- ③取扱商品・サービスの開発またはお客様満足度向上策検討等の為、甲にアンケート調査を実施する為。
- ④法令に基づき、必要な事項に応えるため、甲は乙が、個人情報を前項各号の利用のために守秘条項を含む情報提供契約を締結した委託先に提供することに同意します。

第25条 (クーリングオフ)

- ①甲は乙の訪問、または電話勧誘により契約の締結あるいは申し込みをした場合、この契約書類を受領した日を含む8日間のうちに、乙に通知書面を発信してこの契約を解除でき、この効力は、通知書面を発信したとき(郵便消印有効)より生ずるものとします。(現金取引で代金が3,000円未満の取引およびすでに使用した壁紙など指定消耗品を除きます)
- ②①の場合、甲は、すでになされた工事部分の請負代金を支払う必要は無く、すでに支払っている前払い金その他関連費用は、遅滞無く乙よりその金額の払い戻しを受けることができるものとします。また、甲は土地・建物・工作物の現状回復を無償で乙に請求できるものとします。
- ③甲が①に従いこの契約を解除しても、損害金または違約金の請求を乙より受けることはありません。

(補則)

この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙誠意をもって協議し、定めるものとします。

(注1)本約款第16条第1項に記載の「増築」「改築」とは、次のとおりです。

●「増築」とは、敷地内にある既存の建築物の延べ床面積を増加させることをいいます。

●「改築」とは、建築物の全部または一部を除去し、またはこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと規模の著しく異なるものを造ることをいいます。また、構造躯体を変更することも含みます。

(注2)本約款第3条第2項に記載の「大規模の修繕」「大規模の模様替」とは、次のとおりです。

●「大規模の修繕」とは、建築物の基本構造部分の1種以上について行なう過半の修繕をいいます。

●「大規模の模様替」とは、建築物の基本構造部分の1種以上について行なう過半の模様替をいいます。

(注3)第15条(請負代金の支払および引渡し)で、甲が補助金等を申請して、支払いの一部に充当する場合も、請負代金は甲が乙に先に支払い、その後、乙が補助金を受け取るものとする。補助金の申請は甲が行うが、乙は申請に協力するものとする。但し、補助金申請に、契約図面及び仕様書・見積書以外に申請に要する図面及び資料が必要な場合は、乙はそれに要する費用を甲に請求できるものとする。金額については、甲・乙協議の上決定する。